

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県海津市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 ①罹災証明書の交付の申請受理 ②住家の被害の状況調査 ③被害の程度を証明する罹災証明書の交付 ④サービス検索・電子申請機能での受領 ⑤コンビニ交付に関する事務 災害対策基本法第90条の3に基づき、災害発生時に、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。 ①被災者台帳および関連台帳の作成
③システムの名称	クラウド型被災者支援システム、中間サーバー、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
罹災証明書交付及び被災者台帳特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番36の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画部総務課防災危機管理係、市民生活部市民課戸籍係、税務課課税第二係
②所属長の役職名	総務課長、市民課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画部総務課防災危機管理係、市民生活部市民課戸籍係、税務課課税第二係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務企画部総務課防災危機管理係、市民生活部市民課戸籍係、税務課課税第二係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月3日			新規	事前	
令和6年4月1日	表紙 評価書名	罹災証明書の交付に関する事務 基礎項目評価書	罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	海津市は、罹災証明書の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	海津市は、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事後	
令和6年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	罹災証明書の交付に関する事務	罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事務	事後	
令和6年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 ①罹災証明書の交付の申請受理 ②住家の被害の状況調査 ③被害の程度を証明する罹災証明書の交付 ④サービス検索・電子申請機能での受領	災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 ①罹災証明書の交付の申請受理 ②住家の被害の状況調査 ③被害の程度を証明する罹災証明書の交付 ④サービス検索・電子申請機能での受領 災害対策基本法第90条の3に基づき、災害発生時に、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。 ①被災者台帳および関連台帳の作成	事後	
令和6年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	サービス検索・電子申請システム	クラウド型被災者支援システム、中間サーバー、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請システム	事後	
令和6年4月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	罹災証明書申込者名簿ファイル	罹災証明書交付及び被災者台帳特定個人情報ファイル	事後	
令和6年4月1日	I-5評価実施期間における担当部署 ①部署	総務部総務課、税務課、市民環境部市民課	総務企画部総務課防災危機管理係、市民生活部市民課戸籍係、税務課課税第二係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長の役職名	総務課長、税務課長、市民課長	総務課長、市民課長、税務課長	事後	
令和6年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	岐阜県海津市海津町高須515番地 海津市役 所 電話：総務課 0584-53-1111 税務課 0584-53-1116 市民課 0584-53-1114	総務企画部総務課防災危機管理係、市民生活 部市民課戸籍係、税務課課税第二係 〒503- 0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53- 1111	事後	
令和6年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	「7.請求先」と同じ	総務企画部総務課防災危機管理係、市民生活 部市民課戸籍係、税務課課税第二係 〒503- 0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53- 1111	事後	
令和6年4月1日	II-1対象人数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II-2取扱者数	令和5年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	